

●日本軍は解体されたか

## 日本占領・安保・再軍備

——日本軍（旧支配機構）は解体されたか

額額厚

一、日本占領りなせ、間接統治方式が採用されたのか

アメリカ単独占領の経緯 占領方式という点で言えば、日本と同じ敗戦国であったドイツの場合がアメリカ、イギリス、ソ連、フランスによる四カ国による共同占領であったのに対して、日本はアメリカ軍による単独占領を受け入れることになった。しかし、このアメリカによる単独占領方式は、最初から予定されたものではなかった。日本占領に向けて、アメリカの国務・陸軍・海軍の三省から構成される三省調整委員会（SWNCC）の勧告「SWNCC七〇／五」によれば、日本占領はアメリカを含め、ソ連、イギリス、中国、フランスなど連合国軍が参与する主旨が明記されていた。また、大戦中から日本が降伏した後は、連合国による分割占領案が構想

されており、一九四五年八月一六日には、日本の無条件降伏を受けて、アメリカの統合戦争計画委員会（JWPC）が、その原案を作成していたのである。

それに先立ち、一九四三年一〇月にモスクワで開催された米英ソ三国外相会議において、日本、ドイツ、イタリアの占領統治は、その国を軍事占領した連合国が独占的な支配権を確保するとの合意が成立していた。だが、軍事占領した地域の独占的支配権を保証しようとする合意内容は、とりわけ日本とその周辺地域の軍事占領に関心を抱くアメリカとソ連との間に軋轢を生じさせることになる。

アメリカ政府は、ポツダム宣言の受諾により日本の降伏が明らかになると同時に、ダグラス・マッカーサー元帥を連合国最高司令官（SCAP）に任命し、日本が降伏した八月一

五日には「一般命令第一号」を関係各国に通告して、米ソ間の占領地域の区分けについての規定を明らかにしようとした。ここで米ソ間の懸案事項になっていた朝鮮半島の三八度線を境とする南北朝鮮の区分けを確定事項としたが、千島列島および北海道の北半分をソ連の占領下におくことの是非をめぐる対立が本格化する。結局、アメリカがソ連の千島列島占領を容認したのと引き換えに、ソ連が北海道北半分の占領を断念し、最終的には日本本土はアメリカの単独占領という形で決着する。

膨張主義的大国路線の外交方針で戦後外交に臨んでいたソ連としては、日本の軍国主義体制が完全に解体され、日本が二度と極東ソ連の脅威とならず、千島および樺太を確保できれば、いたずらにアメリカを刺激することで極東方面における米ソの摩擦を生じることを回避したい意向があった。それは、戦勝国とはいえ、先の大戦で国土をドイツ軍によって蹂躪され、甚大な人的物的損害を出したソ連としても合理的な外交判断であった。

だが、そうしたアメリカに対する協調的な態度も、アメリカ主導の占領による日本の非軍事化が、予定通り達成されることを条件としていた。従って、当初の非軍事化政策から、「逆コース」と呼ばれるアメリカの対日占領政策の転換は、ソ連の了解するところではなかったのである。

なぜ、アメリカは単独占領に固執したか　アメリカの対日政策の基本は、日本の早期降伏を確保してヤルタ協定によるソ連のアジア秩序再編計画の修正を迫り、同時にアジア地域へのソ連の影響力を遮断し、日本を対ソ戦略の要として利用することにあつた。そのためにも、日本の完全敗北前にアメリカ主導の対日単独占領の実績を積み上げ、日本をしてアジアにおけるアメリカの代理人という役割を担い得る国家へと再編することにあつた。

日本の敗北が時間の問題となってきた段階で、アメリカのトルーマン政権内部では、元駐日大使で当時国務次官の要職にあつたジョセフ・グルーを筆頭に、アジアにおけるソ連への対抗勢力として、日本の位置づけが再評価されていた。ここでは、天皇制の存続を条件に日本の早期降伏を実現し、日本の「穏健派」との連携を強めて戦後の日米関係を構築することが、アメリカの対アジア政策の基本とする主張が有力となっていたのである。

米政権内部でグルーの見解は大方了承されつつはあつたが、有力閣僚の一人であつたスチムソン陸軍長官は、日本の敗北をアメリカの圧倒的な軍事力で獲得することが合理的だとする判断を持っていた。それで、同陸軍長官は完成が目前に迫っていた原爆の日本への投下を説いていたのである。

従って、日本への原爆投下は最大限の軍事的かつ政治的効果を引き出すものでなければならなかつた。この原爆投下は、

実にアメリカが戦後米ソ冷戦構造の開始を睨んだ上で実行された高度に政治的な判断としてあったのである。その意味からすれば、広島と長崎の頭上に炸裂した原爆による甚大な被害は日本にもたらされたものであったが、同時にその政治的効果はソ連に向けられたものであった。日本に投下された原爆の威力は、結果的にアメリカの対日単独占領という事実をも生み出したのである。

間接統治が招いたもの　アメリカは原爆投下によってソ連の日本への浸透を遮断することに成功した後、対日単独占領をドイツのように米ソ英仏の四カ国による直接統治ではなく、間接統治の占領方式をもって臨んだ。そして、対日占領統治の形態については、一九四五年六月、国務・陸軍・海軍から構成される三省調整委員会（S W N C C）が、「日本降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」（S W N C C 一五〇）を作成していた。

それは、アメリカの軍政府が天皇および日本政府の権限を掌握して軍政を実施するとしながら、日本の各行政機関を最大限に利用し、日本人の行政官にも責任と一定の権限を付与しつつ、アメリカの軍政を代行させることを骨子とする内容であった。その後アメリカ国内では対日政策をめぐる各機関の対立が生じ、必ずしも対日政策が早期に確定されていた訳ではなかった。

「S W N C C 一五〇」は、その後いくつかの加筆修正が加えられたが、一九四五年八月二十九日、幕僚を引きつれマニラから日本に到着する直前のマッカーサー元帥に「S W N C C 一五〇／三」という文書が送付された。それから、二ヶ月後に日本占領政策の目標を徹底した非軍事化Ⅱ民主化に据えて実行すべきことを説いたアメリカ統合本部（J C S）の指令「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（J C S 一三八〇／一五）が、再びマッカーサーの下に送付されてきた。

これと前後して、ポツダム宣言を経由して天皇制の存続がアメリカ政府内部で合意されたことを受け、様々な対日占領方式の変更が検討されたが、最終的には九月六日、「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」（S W N C C 一五〇／四）において、間接統治の方式が確定された。同時にここでは日本国民による自発的な民主化要求の容認、連合国間におけるアメリカの主導権などが確認されていた。

すなわち、日本占領の目的は、日本が再びアメリカと世界の「脅威」とならないために、国際連合憲章の理想と原則に示されたアメリカの目的を支持すべき平和的かつ責任ある日本政府の樹立にあるとされた。そして、「軍事占領と間接統治」の項において、連合国の日本占領軍はマッカーサー元帥の指揮下に入るものとし、そのマッカーサー元帥は「天皇を含む日本政府機関及諸機関を通じて其の権力を行使す」と明

記されていたのである。

この他にも、日本の全面的武装解除と非軍国主義化、戦争犯罪人の逮捕と処罰、個人の自由や民主主義的諸権利の保証、経済上の非軍事化、民主主義勢力の助長、平和的諸活動の再開など、戦前日本国家の根本的かつ質的な転換を迫る内容が盛り込まれていた。それは、文字通り「改革占領」と呼ばれるに相応しい内容であった。

しかしながら、ここで繰り返し問われるべきは、この間接統治そのものが、ドイツとの比較を待たずともなく、戦前日本の軍国主義権力体としての「天皇を含む日本政府機関及諸機関」が、アメリカ占領政策の代行機関として蘇生する機会を与えられ、最終的には復権していく政治過程を用意していたことである。それは早期に日本の安定的占領を押し進め、日本を戦後アメリカの有力な経済市場とし、さらには同盟国家として育成するという、アメリカの戦後アジア戦略から導き出されたものであった。

そこにおいて、天皇の処遇をめぐってアメリカ国内には政府内をも含め様々な議論が存在し、イギリスや中国など他の連合諸国は天皇への敵しい処分を要求する声も存在したが、アメリカは最終的に自らの欲する戦後国際秩序の形成という文脈のなかで反故にしていくのである。その行為は、日本をして新たな軍国主義やファシズムの芽を用意したという意味で犯罪的な行為ですらある。

「改革占領」の変質と残された課題 歴史的に見れば第一次世界大戦後における占領は敗戦国からの戦争賠償を確実に取り立てるための、いわば「保証占領」という性格が強かった。しかし、第二次世界大戦後における占領は、ドイツ、イタリア、日本というファシズム国家を民主主義ないし社会主義システムや思想の導入により、二度と敵性国家として国際政治の舞台に登場することがないように、国家形態から国民の思想・文化に至るまで、あらゆる領域にわたる「改革占領」としてあった。その意味で、日本国憲法の制定や政治・経済・教育など諸領域における一連の民主化政策は、この「改革占領」という主旨に従ったものであった。

しかし、非軍事化⇨民主化を基調とする一連の「改革占領」は、平和憲法の制定を頂点とする成果を獲得しはしたが、一九五〇年六月に始まった朝鮮戦争を決定的な要因として変質し始める。言うまでもなく、非軍事化⇨民主化路線の見直しと、日本の反共防波堤国家化というアメリカの対日占領政策の転換であり、所謂「逆コース」と規定されてきたものである。

それはまた、実質的な意味における「改革占領」という歴史的目標の放棄でもあった。具体的には、片面講和による占領の終結、同時に締結された日米安保条約によって実行された。そして、ここに至るまでの日本占領期間において、いまだ必ずしも充分検討されず、また問題の本質を曖昧にした

まま棚上げされた課題がいくつか存在する。

第一に、歴史的な課題として出発したはずの「改革占領」が、米ソ冷戦の本格化という国際政治秩序の変動により放棄されていく基本的背景として、日本占領がアメリカによる単独占領という占領形態があったことは間違いない。だとすれば、米ソ冷戦という変動要因によって左右される程度の「改革占領」を実質的な単独占領によって実行しようとしたアメリカの対日政策は、ドイツのように米ソ英仏四カ国の共同占領によって米ソ冷戦の影響力を最小限に押さえ、徹底した非軍事化⇨民主化を果たし得た事実と比較するまでもなく、あらためて批判の俎上に上げらるべきであろう。

第二に、一九四五年八月の日本占領開始から、朝鮮戦争が開始される一九五〇年六月までの占領期間、すなわち「逆コース」が始まるまでの一連の非軍事化⇨民主化路線を「逆コース」以後との比較において、これを積極的に評価する歴史認識が依然と多いことである。確かに、第九条に象徴される日本国憲法の制定を結果したことの意味は小さくないが、そこにおける非軍事化⇨民主化路線なるものが、ソ連による北方領土の軍政施行と、なによりも沖縄の長期的軍事占領が継続された状態の下で押し進められたことである。つまり、日本の主要領土の「民主化」が日本周辺領域を軍事化（周辺軍事化・代替軍事化）することで、初めて実現された事実をどう見るのかという問題である。

それとの関連で言えば、一九四七年九月、アメリカ軍による沖縄の長期軍事占領を希望する昭和天皇の「沖縄メッセーじ」に遺憾なく発揮されているように、日本の戦前における官僚機構および天皇制の実質的な温存との引き換えに、そうした意味での周辺軍事化路線の要請がなされていたことである。事実、その後天皇を頂点とする温存された保守層は、米ソ冷戦体制のなかで韓国、インドネシア、フィリピン、ビルマなどアジア周辺諸国の軍事化（⇨反共防波堤国家化）を支えることで、日本の「民主化」を実現し、資本主義の発展の機会を形成していく。そうしたことを考え合わせるとき、「逆コース」以前における非軍事化⇨民主化路線のなかで培われた負の遺産への検討は不可欠であろう。

第三に、日本の保守層の温存と復権の機会が、この占領期間中に付与されることになったが、その機会は通常指摘されてきたように「逆コース」の時代に留まらないことである。それ以上に、アメリカによる日本占領が開始される直前、さらに言えば日本が敗戦を迎える直前における「終戦工作」とアメリカの対日占領計画構想のなかに、既にその萌芽が存在し、同時に敗戦を前後しつつ実行されていた事実である。それがアメリカの間接占領方式と呼応することで温存策が実現していき、さらに「逆コース」で完全に戦前の官僚機構などが復権を遂げていく事態を迎えていったことである。

## 二、日米安保と再軍備Ⅱ日本の経済市場化と

### 反共防波堤国家化と

講和条約の限界性 一九五〇年代前半の日本における最大の政治課題が講和問題であり、それに付随する基地および自衛隊創設に至るまでの再軍備の評価をめぐる論争であった。足かけ七年間にわたるアメリカの間接統治方式による単独占領を通して実行されてきた日本国家の非軍事化Ⅱ民主化の計画は、サンフランシスコ平和条約による占領状態からの脱却後においても継続されるはずであった。しかし、日米安保条約の基本目標としての日本全土基地貸与の条件のなかで、日本は、対中国・対ソ連を封じ込める軍事戦略の最前線基地としての役割を担うことになる。

そのことは国際紛争解決の手段として軍事力の行使を放棄し、非軍事的手段による国際平和への貢献という可能性をも自ら閉じるものであった。同時に日本の軍国主義の復活や再軍備への警戒心を抱いていた、かつて日本に侵略され甚大な損害を被ったアジア諸国との間にも決定的な溝を造るものであった。その意味において日本の全土基地化と日本再軍備を用意した講和条約は、冷戦時代から脱冷戦時代の現在に至るまでの戦後体制を決定する問題としてあった。

サンフランシスコ講和は、アジア太平洋戦争における日本の交戦国との間の戦争状態を国際法の慣習に従い終結させ、

日本の戦争責任を明確にして全ての交戦国との友好関係を樹立する機会であった。しかしながら、「片面講和」との歴史的评价で知られる通り、それはアメリカの戦後アジア戦略や国際秩序の変転に左右された、極めて限定的かつ制約的な講和でしかなかった。日本の国際秩序への復帰は、当初から「西側の一員」という構造的な枠組みのなかでの、文字通り条件付き復帰に過ぎなかったのである。

しかも、戦後半世紀の歩みのなかで、この条件つき復帰という冷厳な歴史事実への問い直しが希薄化していき、その結果としてアジア諸国との共生という戦後日本に課せられた戦後責任が完全に忘却の彼方に追いやられていった。そのことを端的に示すのは、一九五一年九月四日から、サンフランシスコで開催された講和会議に招請を受けたインドとビルマが中国・北京政府の不参加、アメリカ軍の継続駐留、さらには日本の再軍備の動向への批判、講和条約中における軍備制限条項の欠如、賠償への不服などの理由により参加を拒否し、さらには日韓併合以来、三〇年にわたる植民地とされてきた朝鮮が招請を受けなかった事実である。

また、講和会議に招請を受けていたソ連、ポーランド、チエコスロバキアが欠席し、調印しなかった。逆にソ連は九月五日に占領軍の即時撤退、外国軍隊の駐留禁止、南樺太・千島のソ連主権の承認、沖縄と小笠原の日本主権の明確化、北京政府の参加などの講和条約修正案を提出したが、アメリカ

のアチソン議長はこれを取り上げなかった。この結果、締結された講和条約は、アメリカを筆頭とする西側陣営に所属することになる諸国とだけ交わされた、文字通りの「片面講和」であり、本来の意味における講和条約と位置づけられるものでは実際なかつたのである。

片面講和に仕組まれた意図 講和条約をめぐる日本国内で国論を二分する論争に発展するが、一方アメリカ国内でもアメリカの単独占領の継続と日本本土基地の無制限使用を主張して講和条約そのものの締結に反対する統合参謀本部（JCS C）と、日本人の対米感情悪化を危惧し、条件付き本土基地化を構想していた国務省との間で対立が深まっていた。そうした対立の背景には、一九四七年三月のトルーマン・ドクトリンによって、アメリカのトルコ・ギリシアへの軍事援助開始を境に一挙に緊張が高まった米ソ関係があり、さらに一九四九年九月のソ連の原爆保有発表、翌一〇月の中華人民共和国の成立を受けて、米ソ冷戦構造の本格化という国際政治軍事情勢の変動があつた。

そのような国際情勢の変動自体が「片面講和」を生みだした原因であることは論を待たないが、そこでの問題はそのような国際情勢の変動を理由に自らの欲する国際秩序再編の目的のために、講和という歴史的課題を歪曲したアメリカのスタンスであり、実質これを支持したイギリスやフランスなど

の連合国と、このような講和に追随し、これを保守再建の機会と見なして便乗していった日本の保守政治家および官僚たちの存在である。

すなわち、アメリカはこの機会に、本来敗戦国の戦争責任を厳しく問い、戦争賠償の獲得や戦争犯罪者の徹底処罰などを法的に確認するはずの講和条約の役割を実質的に無意味化する「片面講和」を日本に突きつけることで、日本の西側陣営への取り込みを図つたのである。そして、日本の保守層は自らの勢力の温存と復権を保証するであろう非懲罰主義の性格を秘めた「片面講和」（単独講和）を積極的に選択していくのである。

その証拠に一九五〇年五月の池田・ドッジ会談におけるアメリカ軍基地提供の申し入れがあり、一九四七年五月六日、マッカーサー元帥との会見の席上での、「日本の安全保障を図る為には、アングロサクソンの代表者である米國が其のイニシアチブを執ることを要するのでありまして、此の為元帥の御支援を期待して居ります」とする昭和天皇の発言がある。つまり、天皇は実質的な意味における、日米安保条約の提言者となつたのである。

こうした日本側のスタンスが、日本本土基地の位置づけをめぐるアメリカ国内の行き詰まり状況さえ打開する役割を演じることになり、日米間で日本本土のあらゆる場所を基地として使用可能とする「全土基地方式」が合意されたのである。

その結果、講和条約第五条において外国軍隊の駐留と基地使用が明記されるに至った。

日米安保条約の本質と再軍備開始 講和条約調印後の一九五一年九月八日に調印された日米安全保障条約は、このようなアメリカの戦後アジア戦略の基本的性格と、昭和天皇をも含めた日本の保守層のスタンスの合作として発議された条約であった。そして、日米安保条約の本質は、その秘密性にあった。即ち、調印式に唯一の日本側代表として出席した吉田茂は、調印を控えた国会の場で条約の全貌を開示せず、實質的に外交秘密としたのである。つまりは、国権の最高機関としての国会での審議をせず、講和条約調印によって回復したはずの日本国家としての主権性を発揮しようとしなかったのである。

その反面で日米安保条約は、全土基地方式に集約されるようにアメリカに日本本土防衛義務を課さず、日本が一方的に基地提供を約束するだけの、極めて従属的な内容で貫かれたものであった。後のことになるが、一九六〇年六月の日米安保改定において、同条約は日本のアメリカへの協力を一層強めることと引き換えに、アメリカに日本防衛義務を課することによって「双務的」な性格を付与されたとするが、それは日本がアメリカのアジア戦略へのコミットするレベルを高めたに過ぎず、同条約の対米従属性を深めた点で、五一年安保

の基本的特質は不変であった。

その五一年安保において、もう一つ重大な決定がアメリカから提示され、同条約に盛り込まれることになった。それが再軍備問題である。即ち、同条約の前文には、「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のために漸増的に自ら責任を負う」ために、日本側に再軍備を「期待する」と明記された。言うまでもなく、日本の再軍備は朝鮮戦争が始まった年の一九五〇年七月八日、マッカーサー元帥の指令により、七万五〇〇〇名から成る警察予備隊の創設が打ち出され、同年八月一〇日、政令二六〇号で「警察予備隊令」が公布・施行されたことで本格化する。

創設理由として、朝鮮戦争の開始によるアメリカ駐留軍の朝鮮半島への出撃による在日米軍基地、およびその家族の安全保持が理由とされたが、事実はそのようではない。アメリカは、すでに一九四八年二月の時点で日本の再軍備を検討し始めていたのであり、その直接的間接的な契機となったのは、一九四九年一〇月の中華人民共和国の成立に至る中国における共産軍勢力の攻勢であり、一九四八年八月の大韓民国（韓国）と同年九月の朝鮮人民民主主義共和国の成立など、中国大陸および朝鮮半島の政治情勢の変動であった。

こうしたアジアの変動要因を背景としてアメリカは、一九四八年一〇月に対日占領政策の転換を明らかにした「NSC一三／二」を決定し、そのなかで「現在における中央集権的

警察組織の拡充」(第七項)を掲げ、現存の国家地方警察三万人を拡充する形式を踏みつつ、実質的な再軍備を企画していたのである。つまり、日本国憲法公布(一九四六年一月)から約一年後において、その平和憲法の理念と目的を完全に否定する再軍備を、アメリカは自らのアジア戦略の転換のなかで構想していたのである。

再軍備問題に孕まれた課題は何か　ここで再軍備に孕まれた課題を二点だけ指摘しておく。第一に、再軍備の本質がアメリカの内部文書で言う「警察軍」(constabulary)方式による「土民軍」の編成であり、それはアメリカの支配下における地域を現地軍隊によってアメリカ軍に代わって治安維持に当たらせようとする性質の軍隊として位置づけられたことであった。それと同質の軍隊組織にフィリピンにおける「フィリピン巡警隊」や、南朝鮮の「南朝鮮国防警備隊」などがある。警察予備隊から保安隊、そして自衛隊と名称の変更はあっても、アメリカに従属する軍隊としての性格は不変であったのである。

そもそも日本の再軍備計画は。「NSC一三〇/二」に端を発してはいたが、当初この計画に消極的であったマッカーサー元帥が、アジア情勢の緊迫化を背景に一九四八年一月、アジアで紛争が生じた場合に即応して日本人からなる軍事組織の立ち上げの必要性をアメリカ政府に要請したことを重要

な契機としている。秘密裏に日本再軍備計画を準備する構想は、同年五月にロイヤル陸軍長官の提起したものであった。

同長官は同年一月六日、「日本を反共の防壁にする」と演説して、非軍事化＝民主化を基調とする対日占領政策の修正を主張した人物である。このマッカーサーおよびロイヤル長官の再軍備方針の一致は、同時にアメリカ国内における日本再軍備をめぐる対立の解消と連動したものであった。こうして、朝鮮戦争が始まった一九五〇年六月の時点までには、日本再軍備の開始を告げる警察予備隊の創設が開始されたのである。

だが、この警察予備隊の創設は、あくまで「NSC一三〇/二」文書の具体化であって、日本独立後、すなわち講和条約成立後における日本の将来的かつ本格的な意味での再軍備の見通しまで視野に収めたものではなかった。そうした状況のなかで、フィリピンでの共産軍フクバラハップの大攻勢、マラヤにおける反英ゲリラ闘争の激化、ベトナム民主共和国軍と旧宗主国フランスとの対立、カシミール地方の帰属問題をめぐるインドとパキスタンの武力紛争など、深刻化する一方のアジア情勢のなかで、アメリカは対日占領の継続がアジア情勢と連動して日本国内にも反米ナショナリズムの高揚の危険性を読みとりつつ、そのためには早期の講和成立を不可避としていた。

中間的な経緯は省略するが、最終的にはアメリカ主導の早

期講和実現によるアメリカの陣営への日本取り込みや、在日米軍基地の恒久的使用権確保による日本防衛とアジアを攻撃対象とする出撃基地化を誘引した日米安保条約は、極めて攻撃性の高い軍事条約として成立していく。その結果として生み出された警察予備隊も、名称とは裏腹にアメリカのアジア戦略に連結した軍隊であり、将来的にはアジアに出撃するアメリカの補完部隊としての役割が背負わされた存在として位置づけられていたのである。

事実、極東米軍司令部が作成していた極秘文書「警察予備隊創設計画」（一九五〇年七月）には、その創設理由に関連して極東米軍司令部所属の兵力としての警察予備隊が、将来的に「朝鮮、台湾、フィリピン、インドシナへ派遣する必要がある可能性がある」と明記していたのである。今日の新ガイドライン安保体制下における自衛隊の新たな役割としての日米共同作戦の展開や、一連の統合軍事訓練に具現される日米両軍の一体化への道筋は、この時から明確に示されていたのである。

何れにせよ、アジアにおけるアメリカ軍の補完部隊の創設を目的として開始された再軍備は、また同時に日本軍隊のアメリカ軍への徹底した従属性を特質とした。再軍備が日本占領下で実行され、日本政府や日本国民に全く創設への経緯も告知されず、アメリカ軍総司令部民事局の指導下に、アメリカ政府の内部文書で「極東特別予備隊」(Special Far East

Command Reserve)と密かに呼称されていた警察予備隊の編成や訓練、そして幹部の人選が押し進められたのである。

日米関係の変転や安保改定のなかで、自衛隊の質も位置も変化するが、これまで秘密とされて「有事指揮権」や「統一指揮権」に関する史料の公開によって明らかにされつつあるアメリカ軍への従属性軍隊という本質は不変であり、さらに新ガイドライン安保体制下において、その特性は一段と増幅されたと言えよう。

すなわち、アメリカへの従属性を特質とする再軍備は、有事において日本自衛隊もアメリカの戦争に加担を強いられるという枠組みの下に位置づけられたということである。事実、一九五四年二月八日にはハル極東軍司令官は、吉田首相から有事の際には自衛隊がアメリカ軍の指揮下に入る了解を取り付けたという。このことは、日本国内において発生した内乱・騒擾を鎮圧するためにアメリカ軍を鎮圧部隊として投入できるとする、植民地主義的色彩を鮮明にした日米安保の性格と軌をひとつにするものであった。

再軍備を支えた旧日本軍人と旧軍組織 再軍備問題における重大な問題に、一連の再軍備過程で旧軍人グループが復権し、実質的に吉田茂政権下で強行された再軍備政策の立案と実行を担ったことがある。そのことは戦前の陸・海軍省など旧軍事機構が解体される一方で、復員局など旧軍人を温存・

復権させる場を存置し、そこで自衛隊創設から今日に至るまで、特に自衛隊内における精神教育において、戦前に蓄積されたノウハウが確実に戦後に持ち越されていることである。

旧軍人の追放解除および警察予備隊への募集には、軍国主義復活を警戒する判断が吉田茂とGHQの双方にあり、一旦はマッカーサー元帥の裁断で旧軍人の警察予備隊への採用は見送ることになった。しかし、警察予備隊創設を境に大量の部隊指揮経験者が必要になったという理由から、一九五一年八月には旧陸軍軍人五五六九名、旧海軍軍人二二九六名の追放解除を皮切りに、第六次に至るまで合計六万三八〇五名に及ぶ旧軍人の追放解除が実現していく。そして、新隊員の殆どが旧日本軍で何らかの戦闘体験を持った者であったという事情に加えて、指揮官クラスを旧軍の将校出身で充当するケースが、これら追放解除以降において顕在化してくるのである。

さらに、一九五一年度の警察予備隊募集においては、陸士五八期、海兵七四期および同期相当（敗戦時少尉）を対象とした募集が開始され、幹部候補生の第一期として、二四五名が採用された。さらに同年一月一日付けで、旧軍佐官級の将校の募集が実施され、四〇六名に辞令交付があり、翌一九五二年には旧大佐一名が高級指揮官として新日本軍に登場してくるのである。

軍事機構面では、特に海軍の場合、人脈の面に留まら

ず、軍事機構・組織としても、その解体と再建のプロセスの線引きは困難であった。確かに、日本の敗戦直後においては、旧軍隊の温存策は旧軍幹部によって様々試みられた。例えば、陸軍の近衛師団四〇〇名を禁衛府と皇室衛士隊として温存する試みや、警察力および武装憲兵部隊とを合せて四八万名規模からなる部隊として再編し、陸軍大臣の指揮下に置こうとする計画などが知られている。一方海軍でも水上監察隊や沿岸警備隊の新設案など練り上げていたが、いずれも結局はGHQの厳しい監視により挫折を余儀なくされてきた。

その後も、陸軍省と海軍省は、その残務整理を名目として、それぞれ第一復員省と第二復員省に組織替えを行い、そこに復活の機会を期待していた。なかでも第二復員省（旧海軍省）は、海外からの軍人・軍属や植民者の引き上げのため、海上輸送や日本海域の機雷除去のために輸送部隊や掃海隊など実働部隊の温存が許容される状況で、海軍は事実上再軍備当初の中心的存在となっていく。このように厳密に言えば、海軍だけでなく陸軍も完全には解体されなかったのである。

敗戦直前において旧軍事機構や人脈の温存・復権を射程に据えて遂行された「終戦工作」の中核的存在として活発に動いた野村吉三郎（元大将・元駐米大使）、保科善四郎（元少将・元海軍軍務局長）らは、警察予備隊から保安隊に至る過程で、吉田茂の事実上の軍事ブレンとなつて再軍備の実行者となつた。また、山本善雄（元少将）、秋重実恵（元少将）、

初見盈五郎（元大佐）、永井太郎（元大佐）、長沢浩（元大佐）旧海軍の中堅軍事官僚たちは、「海上警備隊創設準備委員会」（通称「Y委員会」）に集結して、新海軍建設のために活動し、再軍備により登場した新日本軍に旧日本軍の組織論や教育論を持ち込んだのである。

このような一連の再軍備過程を概観しただけでも、アメリカはアジア戦略のなかで日本軍の再編を急速に押し進め、アメリカに完全に従属する補完部隊として育成する中長期的方針を明確に保持していたことが理解される。そこには、アジア太平洋戦争での交戦国アメリカの従属軍隊としてでも、再建と復活を果たすことを目標としてきた旧軍幹部や天皇を頂点とする戦前期軍国主義者たちの思惑があった。そうした日米支配層のスタンスが、最終的には今日具現された日米統合軍の登場を結果していくのである。その意味でも、旧日本軍あるいは戦前の官僚機構は実質解体されず、アメリカによって蘇生されることになった。しかも、蘇生の過程でアメリカへの従属軍隊化、従属国家化が一段と進行していったのである。

#### 【参考文献】

荒敬「日本占領史研究序説」柏書房、一九九四年

藤原彰・今井清一編「十五年戦争史4 占領と講和」青木書店、一九

八九年

豊下植彦「安保条約の成立」岩波書店（新書）、一九九六年

中村政則「現代史を学ぶ 戦後改革と現代日本」吉川弘文館、一九九七年

前田哲男「日本の軍隊 自衛隊編」現代書館、一九九四年

嶺籙厚「日本海軍の終戦工作」中央公論社（新書）、一九九六年

「こうけつ あつし 山口大学人文学部教員 一九五一年岐阜県生れ  
現代政治軍事論・日本近現代政治史 「総力戦体制研究」（三一）書房、  
一九八一年）、「現代政治の課題」（北樹出版、一九九四年）、「防諜政策  
と民衆」（昭和出版、一九九一年）、「検証・新ガイドライン安保体制」  
（インパクト出版会、一九九八年）他 この頃思うこと…このところ九州  
方面で講演を重ねている。新ガイドライン安保体制下で朝鮮有事を想  
定した日米統合演習が迫っているからだ。ここでは「超越交代」による  
実戦訓練が日本自衛隊と米海兵隊の混成部隊によって展開される。す  
でに、両軍の間にバウンダリー（作戦境界線）は存在しないのである。」